

## 第30回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成28年12月7日 午後3時～午後4時50分

2、開催場所 3階北 第3会議室

3、出席委員 (14人)

会長	5番	内田 昌明
会長職務代理者	14番	阿佐美 安徳
委員	1番	石原 輝雄
	2番	齋藤 清
	3番	宮沢 福夫
	4番	福島 勝繁
	6番	町田 まさ江
	7番	重田 俊一
	8番	武士 千雅子
	9番	清水 和男
	10番	富田 孝行
	11番	松浦 好一
	12番	山口 久雄
	13番	原 一仁

4、欠席委員 (1人) 15番 根岸 昇

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)について

議案第3号 玉村町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の制定について

議案第4号 下限面積（別段面積）設定の検討について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

#### 6、その他

- ・平成29年「農地の貸借情報」について
- ・その他

#### 7、農業委員会事務局職員

事務局長 大谷 義久

事務局 斉藤 博

#### 8、会議の概要

議 長 　ただ今から第30回総会を開会いたします。  
　　本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。  
　　それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

それでは、6番 町田委員・7番 重田委員にお願いいたします。  
　　なお、本日の会議書記には事務局職員の斉藤氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。  
　　議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 　【議案第1号 番号1 受付番号42800177について議案書と詳細を朗読、説明。】

議 長 　番号1、42800177の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が審議を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42800177 については、受け人が不動産業であり、隣地の住人に貸すのではなく、一般的な貸駐車場として利用するという事ですので、周りの人に迷惑をかけないように、境界をはっきりとさせて利用するなら許可相当とするということで、判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42800177 について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員 隣地の方は、出入り出来なくなってしまうのではないのでしょうか。

事務局 出入り口は、他にもあり、問題ありません。

議長 その他の件で発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42800177 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42800177 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

また、5条についての、県常設審議会に意見を聞くかどうかですが、今回の案件は全て、3,000㎡以下ですので、委員会で必要と認める案件のみとなります。今回の案件で意見を聞くべき案件はあるのでしょうか。無しでよろしければ挙手願います。

(全員挙手)

議長 審議会付議案件は「なし」と決定いたします。

続いて、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)について」審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)につ

いて、朗読、説明]

議 長     それでは、議案第2号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

議 長     それでは、農用地利用集積計画(案)について、承認することによろしければ、挙手願います。

(全員挙手)

議 長     議案第2号について、農業委員会としては承認すると決定しました。

続いて、議案第3号 玉村町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の制定について審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

事務局     【議案第3号 玉村町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の制定と応募期間について、朗読、説明】

議 長     それでは、議案第3号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

委 員     事務局のやり易い方法、スケジュールで行うことで良いのではないかと。

事務局     わかりました。

委 員     説明会はどのように行うのか。

事務局     区長会、新旧農事支部長会議、農業者の集まり等で説明いたします。

委 員     推進委員は現在の農業委員会総会で候補者の評価をするのか。

事務局     そのようになります。

議 長     それでは、玉村町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の制定と応募期間を3月いっぱいにするについて、承認することによろしければ、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 議案第3号について、農業委員会としては承認すると決定しました。

続いて、議案第4号 下限面積(別段面積)設定の検討について審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第4号 下限面積(別段面積)設定の検討について、朗読、説明】  
この件に関しましては、次回の総会にて決めるということを依頼。

議 長 それでは、議案第4号について、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(なしの声)

議 長 議案第4号については、次回の委員会で諮ることを決定しました。

次第4の議事については、終了といたします。

次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

議 長 報告第1号、第2号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
(なしの声)

議 長 発言は、無いようですので、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【その他について、朗読、説明】

議 長 質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

委員 農地の貸借情報は、平均額を公表するということですね。

事務局 標準小作料が廃止されていますので、このような形で公表します。

委員 貸地の中には、耕作出来ないような農地の管理にも、賃借料を払っている場合もあるが、どうにかならないか。

事務局 標準料金表の中で、管理料として料金をもらうことが出来ないのか。

委員 農業公社が定着してきている中で、実際に耕作できない農地も法人だから借りてくれということで借りている。管理料をもらえるような話ではない。

委員 「ばる」で麦踏みイベントを行うが、麦秋の絡みもあり、農業委員会として協賛したらどうか。

議長 それでは、間に合えばチラシに協賛を入れてもらうということをお願いいたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人